

平成25年度

登米市一般・特別会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔12月5日提出〕

宮城県登米市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第6号)

平成 2 5 年度登米市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 5 年度登米市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 3, 0 4 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7, 4 5 6, 9 5 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 2 5 年 1 2 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		20,461,035	7,074	20,468,109
	1 地方交付税	20,461,035	7,074	20,468,109
11 分担金及び負担金		288,495	846	289,341
	1 分担金	24,990	737	25,727
	2 負担金	263,505	109	263,614
13 国庫支出金		5,482,689	△176,382	5,306,307
	1 国庫負担金	3,491,477	2,000	3,493,477
	2 国庫補助金	1,942,535	△178,382	1,764,153
14 県支出金		3,640,935	99,767	3,740,702
	1 県負担金	1,088,635	1,000	1,089,635
	2 県補助金	2,289,716	98,632	2,388,348
	3 委託金	262,584	135	262,719
15 財産収入		89,694	43,157	132,851
	2 財産売払収入	53,927	43,157	97,084
16 寄附金		7,235	2,014	9,249
	1 寄附金	7,235	2,014	9,249
17 繰入金		2,343,495	9,642	2,353,137
	2 基金繰入金	2,200,129	9,642	2,209,771
18 繰越金		233,954	99,587	333,541

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	233,954	99,587	333,541
19 諸収入		945,890	61,253	1,007,143
	3 貸付金元利収入	440,944	3,530	444,474
	5 雑入	479,842	57,723	537,565
20 市債		4,873,800	△200,000	4,673,800
	1 市債	4,873,800	△200,000	4,673,800
歳入合計		47,509,994	△53,042	47,456,952

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		313,308	△3,228	310,080
	1 議会費	313,308	△3,228	310,080
2 総務費		4,368,182	93,836	4,462,018
	1 総務管理費	3,442,951	77,003	3,519,954
	2 徴税費	408,803	16,695	425,498
	5 統計調査費	17,578	138	17,716
3 民生費		10,939,869	88,955	11,028,824
	1 社会福祉費	5,652,661	81,639	5,734,300
	2 児童福祉費	4,132,030	7,316	4,139,346
4 衛生費		5,668,040	△211,951	5,456,089
	1 保健衛生費	1,500,039	5,136	1,505,175
	2 清掃費	2,090,880	△218,993	1,871,887
	3 病院費	1,913,939	1,906	1,915,845
5 労働費		1,111,492	205	1,111,697
	1 労働諸費	84,805	205	85,010
6 農林水産業費		3,004,319	102,268	3,106,587
	1 農業費	2,710,124	101,536	2,811,660
	2 林業費	293,500	732	294,232
7 商工費		1,153,827	8,780	1,162,607

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	764,514	91	764,605
	2 観光費	389,313	8,689	398,002
8 土木費		4,884,516	△226,784	4,657,732
	2 道路橋りょう費	2,110,876	△236,959	1,873,917
	5 下水道費	1,324,705	2,441	1,327,146
	6 住宅費	1,013,868	7,734	1,021,602
9 消防費		2,454,714	8,732	2,463,446
	1 消防費	2,454,714	8,732	2,463,446
10 教育費		4,795,843	74,943	4,870,786
	1 教育総務費	655,638	3,595	659,233
	2 小学校費	888,686	52,587	941,273
	3 中学校費	424,098	10,536	434,634
	5 社会教育費	752,990	4,552	757,542
	6 保健体育費	638,548	2,562	641,110
	7 学校給食費	919,838	1,111	920,949
11 災害復旧費		2,654,473	7,672	2,662,145
	1 農林水産業施設災害復旧費	40,000	7,672	47,672
	3 文教施設災害復旧費	2,537,548	0	2,537,548
12 公債費		6,081,411	3,530	6,084,941

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	6,081,411	3,530	6,084,941
歳	出	合	計	
		47,509,994	△53,042	47,456,952

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	一般廃棄物第二最終処分場 整備事業	2,000,000	平成25年度	800,000
				平成26年度	700,000
				平成27年度	500,000

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限度額
第三次LGWAN（総合行政ネットワーク）機器借上料（企画政策課）	平成26年度から平成30年度まで	千円 4,463
第三次LGWAN（総合行政ネットワーク）機器保守業務委託料（企画政策課）	平成26年度から平成30年度まで	4,439
住民基本台帳ネットワークシステム機器購入（企画政策課）	平成26年度	6,610
住民基本台帳ネットワークシステム機器保守及び構築業務委託料（企画政策課）	平成26年度から平成30年度まで	11,345
こじか園指定管理委託料（生活福祉課）	平成26年度から平成28年度まで	48,204
特定健康診査・各種がん検診委託料（健康推進課）	平成26年度	313,974
健診委託料（国保年金課）	平成26年度	20,652
ごみ指定袋製造業務委託料（クリーンセンター）	平成26年度	21,836
中田農産物加工所指定管理委託料（農産園芸畜産課）	平成26年度から平成28年度まで	1,854
迫にぎわいセンター指定管理委託料（商工観光課）	平成26年度から平成28年度まで	9,294
市民輸送兼用スクールバス及び幼稚園送迎バス等運行業務委託料（教育総務課）	平成26年度から平成28年度まで	433,905
小学校教育用サーバー保守委託料（学校教育課）	平成26年度	7,355
小学校教育用サーバー購入（学校教育課）	平成26年度	7,011
小学校教育用コンピュータ機器購入（学校教育課）	平成26年度	52,173
石越中学校機械警備業務委託料（学校教育課）	平成26年度	1,007
中学校教育用サーバー保守委託料（学校教育課）	平成26年度	5,222
中学校教育用サーバー購入（学校教育課）	平成26年度	7,011
中学校教育用コンピュータ機器購入（学校教育課）	平成26年度	69,867
高倉勝子美術館指定管理委託料（生涯学習課）	平成26年度から平成28年度まで	33,945
登米総合体育館、登米総合運動公園及び登米武道館指定管理委託料（生涯学習課）	平成26年度から平成28年度まで	74,468

第4表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域総合整備資金貸付事業	千円 62,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
農林水産業施設災害復旧事業	7,600			

2. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
塵芥処理施設整備事業	千円 698,800	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 551,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
森林病虫害防除事業	8,500				8,700			
観光施設整備事業	50,500				53,000			
道路整備事業	620,500				467,000			
橋りょう整備事業	4,000				13,000			
義務教育施設整備事業	194,100				213,400			

国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)

平成25年度登米市国民健康保険特別会計 補正予算（第3号）

平成25年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,509千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,596,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成25年12月5日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		660,128	12,509	672,637
	2 基金繰入金	89,693	12,509	102,202
歳入	合計	10,583,553	12,509	10,596,062

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸支出金		336,683	12,509	349,192
	1 償還金及び還付加算金	227,928	12,509	240,437
歳	出	合	計	
		10,583,553	12,509	10,596,062

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
特定健康診査・特定保健指導委託料（国保年金課）	平成26年度	千円 63,903

後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号)

平成25年度登米市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第3号）

平成25年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,161千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ769,187千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		18,222	2,161	20,383
	2 償還金及び還付加算金	2,951	2,161	5,112
歳入	合計	767,026	2,161	769,187

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		10,055	2,161	12,216
	1 償還金及び還付加算金	2,001	2,161	4,162
歳 出	合 計	767,026	2,161	769,187

介護保険特別会計補正予算

(第3号)

平成25年度登米市介護保険特別会計 補正予算（第3号）

平成25年度登米市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,035,424千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成25年12月5日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,992,023	131,964	2,123,987
	1 国庫負担金	1,328,676	92,136	1,420,812
	2 国庫補助金	663,347	39,828	703,175
4 支払基金交付金		2,109,558	128,765	2,238,323
	1 支払基金交付金	2,109,558	128,765	2,238,323
5 県支出金		1,044,883	52,169	1,097,052
	1 県負担金	1,028,458	52,169	1,080,627
7 繰入金		1,090,656	105,497	1,196,153
	1 一般会計繰入金	1,090,655	55,502	1,146,157
	2 基金繰入金	1	49,995	49,996
8 繰越金		71,072	12,442	83,514
	1 繰越金	71,072	12,442	83,514
歳入合計		7,604,587	430,837	8,035,424

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		7,247,153	444,020	7,691,173
	1 介護サービス等諸費	6,577,100	391,706	6,968,806
	2 介護予防サービス等諸費	242,754	21,618	264,372
	4 高額介護サービス等費	104,559	12,050	116,609
	5 高額医療合算介護サービス等費	27,556	△15,000	12,556
	6 特定入所者介護サービス等費	285,985	33,646	319,631
5 基金積立金		14,595	△14,545	50
	1 基金積立金	14,595	△14,545	50
7 諸支出金		75,387	1,362	76,749
	1 償還金及び還付加算金	49,004	1,362	50,366
歳 出	合 計	7,604,587	430,837	8,035,424

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
一次予防事業（高齢者健診事業）委託料（長寿介護課）	平成26年度	千円 1,421
二次予防事業（二次予防事業対象者把握事業）委託料（長寿介護課）	平成26年度	2,699

下水道事業特別会計補正予算

(第3号)

議案第120号

平成25年度登米市下水道事業特別会計 補正予算（第3号）

平成25年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,895,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月5日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		94,071	△3,272	90,799
	1 分担金	63,211	△1,826	61,385
	2 負担金	30,860	△1,446	29,414
6 繰入金		2,084,923	7,078	2,092,001
	1 一般会計繰入金	1,996,923	7,078	2,004,001
歳入合計		4,891,987	3,806	4,895,793

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		793,106	3,806	796,912
	1 総務管理費	190,262	3,806	194,068
歳 出 合 計		4,891,987	3,806	4,895,793